

2025年6月2日

神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目4番1号
N I S S O ホールディングス株式会社
代表取締役社長執行役員兼C E O 清水 竜一

愛知県名古屋市中区新栄一丁目7番7号
M a n t o M a n ホールディングス株式会社
代表取締役 手島 雄一

株式交換に関する事後開示事項

N I S S O ホールディングス株式会社(以下「N I S S O ホールディングス」といいます。)及びM a n t o M a n ホールディングス株式会社(以下「M a n t o M a n ホールディングス」といいます。)は、2025年4月17日付で、N I S S O ホールディングスを株式交換完全親会社、M a n t o M a n ホールディングスを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結し、当該契約に基づき株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施いたしました。

本株式交換について、会社法第791条第1項第2号及び会社法第801条第3項第3号並びに会社法施行規則第190条に基づき、以下のとおり開示いたします。

記

1. 株式交換が効力を生じた日

2025年6月1日

2. 株式交換完全子会社における事項

(1) 株式交換の差止請求にかかる手続の経過

会社法第784条の2の規定による本株式交換の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 株式買取請求にかかる手続の経過

株式交換完全子会社は、会社法第785条第3項の規定に基づき、2025年5月9日付で通知を行いましたが、同条第1項に従い株式交換完全子会社に対して株式の買取りを請求した株主はいませんでした。

（3）新株予約権買取請求にかかる手続の経過

株式交換完全子会社は、新株予約権を発行していないため、新株予約権買取請求にかかる手続は行っておりません。

（4）債権者異議にかかる手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における事項

（1）株式交換の差止請求にかかる手続の経過

本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易株式交換であるため、該当事項はありません。

（2）株式買取請求にかかる手続の経過

株式交換完全親会社は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 5 月 9 日付で電子公告を行いました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易株式交換であるため、該当事項はありません。

（3）債権者異議にかかる手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数

本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数は、普通株式 545 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項

（1）株式交換完全親会社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに、本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定により本株式交換に反対する旨を通知した株式交換完全親会社の株主はいませんでした。

（2）株式交換完全子会社は、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2025 年 5 月 9 日付の株主総会決議により、本株式交換にかかる株式交換契約について承認を得ております。

（3）株式交換完全親会社は、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生時点の直前の株

式交換完全子会社の株主名簿に記載又は記録された株式交換完全子会社の株主（但し、株式交換完全親会社を除きます。）に対し、株式交換完全子会社の株式に代わる金銭等として、その保有する株式交換完全子会社の株式数の合計に 659 分の 1,100,000 を乗じて得た数の株式交換完全親会社の株式を割当て交付いたしました。

（4）本株式交換により増加した株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額は次のとおりです。

①資本金	金 0 円
②資本準備金	会社計算規則第 39 条に従い株式交換完全親会社が別途適当に定める金額
③利益準備金	金 0 円
	以上